平成２８年（フ）第９９３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地54棟1004号
債務者　藤原由加理
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
神戸市兵庫区下沢通８丁目２番２－303号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目４番21号
債務者　松本　孝一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番33－202号
債務者　大霜　　浩
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０号
神戸市長田区久保町２丁目２番６号小西ハイツ202号
債務者　高橋　一広
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６号
神戸市須磨区千守町１丁目５番18号林ビル３Ｂ、従前の住所神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１－420号
債務者　劉丹こと　ＬＩＵ　ＤＡＮ　刘丹
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番４－101号
債務者　桝本　雅美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目９番25－305号、前住所兵庫県西宮市上甲子園５丁目３番16号
債務者　藤原　恵美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１号
広島市安佐北区真亀２丁目13－32－205、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目11番10－203号　第二津村コーポ
債務者　浦島太一朗
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
北海道苫小牧市北栄町４丁目11番26号
債務者　土屋　愛美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６号
石川県能美郡川北町字土室南１番地３
債務者　永井　　彩
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２７８号
福井県鯖江市丸山町２丁目10番８号
債務者　毛利　昭一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
福井県鯖江市五郎丸町101番地　ヴェルメゾン．Ａ－202
債務者　平本公一郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長野県松本市大字新村1363番地７　コート桂Ｃ201号
債務者　林　　舞
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１号
長野県飯田市座光寺3482番地
債務者　佐々木秀明
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４号
長野県上伊那郡飯島町飯島2169番地107
債務者　宮下　飛鳥
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２５号
三重県鈴鹿市十宮３丁目20番８号　十宮団地Ｅ棟591－30
債務者　森　　恵美（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５２８号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目３番21－304号
債務者　**原**口　幸己（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係